

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)
地域名 (地域内農業集落名)	駕輿丁 (駕輿丁)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内で農業への関心が薄れてきており、集落内の農家数は年々減少している。今後は、集落内の認定農業者2名への集積集約を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・稲作を主体とした農業を展開していく。多くの圃場で環境こだわり農産物などの特別栽培米が作付されており、今後も継続していく。
・効率的な農業を行うため農地の集積・集約を進め、肥料散布の効率化、農作業機械の作業時間の短縮、用水の効率的な活用が図れるよう取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者を中心に話し合いを行い集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の賃借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。 ・借地料については、農地所有者、耕作者の協議の場を設けて、地区内統一の借地料としたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
・各種事業を検討する中で、農地の大区画化や老朽化している畦畔、用排水路、暗渠排水、農道等の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・家族経営の農家で、今後も少しではあるが農業を続けたい農家の方については農作業への支援を行い、新規就農者がおられたら育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	
【選択した上記の取組方針】									
②環境こだわり米、有機米など環境に配慮した作物の栽培を推進する。									
⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取り組みを利用して、老朽化している用水路、農道などの補修を行う。									